

◇「給与支払報告書（個人別明細書）」の記入要領◇

令和6年1月1日（中途退職者は退職時）現在の住所を確認して記入してください。

控除対象配偶者が70歳以上（昭和29年1月1日以前に生まれた方）のときは「老人」の欄に○を記入してください。

配偶者控除額又は配偶者特別控除額を記入してください。

特定扶養親族（平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた方）がいるときは「特定」の欄に人数を記入してください。

老人扶養親族（昭和29年1月1日以前に生まれた方）がいるときは「老人」の欄に人数を記入し、このうち本人又は配偶者の直系尊属で同居している人数を「内」の欄にも記入してください。

一般扶養親族（控除対象配偶者、特定扶養親族及び老人扶養親族、年少扶養親族以外の扶養親族）がいるときは「その他」欄に人数を記入してください。

年少扶養親族（平成20年1月2日以後に生まれた方）がいるときは「16歳未満扶養親族の数」の欄に人数を記入してください。

同一生計配偶者や扶養親族が障害者の場合、「障害者の数」の「特別」右欄は特別障害者の人数、左欄は特別障害者のうち同居している人数、「その他」欄は特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。

控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、合計所得を記入してください。

扶養親族の氏名、フリガナ及び個人番号を記入してください。

受給者本人が該当の欄に○を記入してください。未成年者は平成18年1月3日以後に生まれた方です。乙欄該当者は「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出していない方や、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している方です。

⑥

記入例

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号	
酒田市駅前町3丁目1番10号 サンシャインⅡ 102号		酒田 太郎		酒田 太郎	
支払を受ける者	住所	氏名	フリガナ	個人番号	個人番号
酒田 太郎	酒田市駅前町3丁目1番10号 サンシャインⅡ 102号	酒田 太郎	サカタ タロウ	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
給与	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
4 550 000	3 198 400	2 544 000	0		
配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)		障害者の数 (本人を除く)	
380 000		老人 1 1		特別 1	
社会保険料控除等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額	
589 000		120 000		15 000	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除の額		住宅借入金等特別控除の額	
180 000		180 000		32 700	
前職分: R4.6.11退職 (有)鳥海物産 支払金額2,100,000 社会保険料250,000 源泉徴収税額50,850					
住宅借入金等特別控除の額の内訳		国民年金保険料等の金額		旧長期借入保険料の金額	
180 000		13 860		30 000	
氏名		氏名		氏名	
酒田 花子		酒田 三蔵		酒田 二郎	
個人番号		個人番号		個人番号	
3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名		氏名		氏名	
酒田 花子		酒田 一郎		酒田 二郎	
個人番号		個人番号		個人番号	
3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名		氏名		氏名	
酒田 太郎		酒田 太郎		酒田 太郎	
個人番号		個人番号		個人番号	
3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
氏名		氏名		氏名	
酒田 太郎		酒田 太郎		酒田 太郎	
個人番号		個人番号		個人番号	
3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4		5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8	
中途就・退職		受給者生年月日			
○ 5 7 1 昭和 39 10 10		元 号 年 月 日			
支払者		氏名又は名称		(電話)	
株式会社 鳥海商事		酒田市港北町1丁目3番6号		0234-56-7890	

個人番号（マイナンバー）を記入してください。

姓と名の間は一字空けて、必ずフリガナを記入してください。

給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。（小規模企業共済等掛金の額は上段に内書きします。）

「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」により計算した住宅借入金等特別控除の額を記入します。ただし、計算した住宅借入金等特別控除額が、算出所得税額を超える場合には、算出所得税額を限度に記入します。

住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合に、「住宅借入金等特別控除額」を記入します。

年末調整の際に、適用を受けている（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の区分を次のように記入します。

住…一般の住宅借入金等特別控除の場合（増改築を含む。）
認…認定住宅の新築等に係る住宅借入金特別控除の場合
増…特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合

上記の区分のほか、この控除に係る住宅取得等が、
・「特別特定取得」に該当する場合（※1）には「(特特)」と、
・「特定取得」（特別特定取得以外）に該当する場合（※2）には「(特)」と、
・「特別特別取得」に該当する場合（※3）には「(特特)」と併記してください。

※1 その住宅の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合が該当。
※2 その住宅の取得等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、8%又は10%の税率により課されるべきものである場合が該当。
※3 特別特別取得に該当する場合で、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅の新築等

年の中で就職や退職をした方について記入してください。就職と退職の両方ある場合は、退職のみ記入してください。

◎摘要欄について

- 前職分を合算して年末調整を行った場合は、前職分の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等の金額・事業所名・退職年月日を記入してください。「支払金額」、「社会保険料控除等の金額」欄については合算した金額を記入します。
※合算して年末調整を行っていても適用欄に上記の記載がない場合は合算されていないものとして処理しますので、必ず記載してください。
- 外国人の方で租税条約に基づいて課税の免除を受けた方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」と朱書きで記入してください。
- 所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、次のように記入してください。
 - 同一生計配偶者が特別障害者・・・同一生計配偶者の氏名（同配）
 - 扶養親族が特別障害者または年齢23歳未満・・・扶養親族の氏名（調整）
- 退職手当等の支払を受ける配偶者または扶養親族がいる場合は、その者の氏名、配偶者または扶養親族である旨、生年月日、住所、障害者または特別障害者である場合はその旨、国外に住居する非住居者である場合にはその旨およびその者の合計所得金額の見積額、ならびに納税者が寡婦又はひとり親である場合はその旨を記入し、氏名の前には（退）と記入してください。